

鹿児島市郷土芸能等保護事業補助金交付要綱運用基準

鹿児島市郷土芸能等保護事業補助金交付要綱（平成元年9月13日制定。以下「要綱」とう。）第4条の規定による補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1号に規定する郷土芸能等に必要な用具の補修等に係る補助金の額は、基礎額20万円に、必要額から20万円を控除した額に1/2を乗じて得た額を加えた額とし、上限を60万円とする。ただし、必要額が20万円以下の場合には、その額を補助額とする。
- (2) 前号の補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、5年間を経過した後の年度においては、2回目の補助金の交付が受けられるものとする。3回目以降についても同様とする。
- (3) 郷土芸能等の運営事業については、1年度あたり2万円とする。

付 則

この運用基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成21年9月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。